

「女性起業家事業プラン創造プログラム」業務委託仕様書

1 事業名

女性起業家事業プラン創造プログラム

2 実施期間

契約締結日から令和8年3月23日（月）まで

3 業務目的

女性起業家の事業プランの磨き上げを支援することで、創業者数の増加及び創業後の事業継続を図ることを目的とする。

4 業務内容

(1) 支援対象者の募集・選定

- ・高梁川流域圏の女性起業家を対象として、支援対象者の募集を行うこと。
- ・SNSの活用を含む周知広報を行い、応募者数の増加に努めること。
- ・支援対象者の選定基準・選定方法等を策定し、市と協議のうえ支援対象者を10者程度決定すること。
- ・受講者募集から選定までを1か月程度で行うこと。

(2) ワークショップ型セミナーの開催

- ・(1)で選定した支援対象者に対し、事業プランの磨き上げを目的にしたワークショップ型セミナーを開催すること。
- ・セミナーは、支援対象者が持つスキルや想いを見つめ直し、他者の考えにも触れることで得た発想を事業に落とし込み、独自性の高いコンセプトを創造することで、継続的な事業の実現に繋げられるような内容にすること。
- ・回数は、複数回の連続講座とし、開催方法は、現地開催とする。支援対象者が参加しやすい日程・場所で行うこと。

(3) 支援対象者の伴走支援

- ・支援対象者に対し、複数回の連続講座間に、セミナーの振り返りやセミナー受講中に生じた個々の課題解決に向けた助言等の伴走支援を行うこと。
- ・伴走支援にあたっては、受託者独自のノウハウを活用すること。

(4) 発表会の実施

- ・高梁川流域圏の女性起業家及び創業支援を行う者を対象に、支援対象者が(2)及び(3)の取り組みで作成した事業プランを共有し、参加者同士の交流を生み出す内容の発表会を開催すること。

- ・開催場所は高梁川流域圏の会場で、開催方法は現地開催とする。
- ・参加者数は支援対象者を含む30名程度を想定し、効果的に周知・募集を行うこと。

(5) 報告書の作成

上記(1)から(3)に関する実施内容について報告書を作成する。

<提出部数>紙媒体2部、電子媒体(PDF等)1部

5 検査

- (1) 受託者は、本業務を完了したときは、速やかに市に報告するものとし、完了検査を受けるものとする。
- (2) 受託者は、自らの責に帰すべき理由による成果品の不良箇所等が発見された場合は速やかに訂正又は補足その他の処置を執るものとする。

6 再委託

受託者は、事務事業のうち専門業者に発注した方が効果的に実施できる業務について、事前に倉敷市の承認を得て第三者に再委託できるものとする。

7 個人情報の保護

- (1) 受託者は、本業務を遂行するための個人情報の取扱いについては、別記1の「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。
- (2) 受託者は、上記6の規定により本業務を倉敷市の承認を受けて第三者に再委託する場合は、当該受託者に対して「個人情報取扱特記事項」を遵守させなければならない。

8 障がい者に対する適切な対応

- (1) 受託者は、本業務を遂行するための障がい者への差別解消の取扱いについては、別記2の「障がい者差別解消に関する特記仕様書」を遵守しなければならない。
- (2) 受託者は、上記6の規定により本業務を倉敷市の承認を受けて第三者に再委託する場合は、当該受託者に対して「障がい者差別解消に関する特記仕様書」を遵守させなければならない。

9 調査等

市は、必要があると認めるとき、受託者に対して、本業務の処理状況について調査し、又は報告を求めることができる。この場合、受託者はこれに従わなければならない。

10 事業計画

受託者はあらかじめ事業実施に必要な計画書を提出しなければならない。この場合、次の事項について記載するものとする。

- (1) 事業内容（目的、概要）と事業実施のスケジュールがわかるもの
- (2) 事業を実施する体制と責任者がわかるもの

11 その他留意事項

- (1) 受託者は、事業目的の達成に向けて、本業務の運営者として当事者意識を持ち、自主的に業務に取り組み、必要に応じて倉敷市に報告・連絡・相談を行うとともに、その指示に従うこと。
- (2) 本業務において受託者が作成したすべての成果物の所有権及び著作権は、原則、市に帰属するものとする。
- (3) 受託者は、本業務で知り得た情報等を本業務においてのみ使用することとし、これらを他の目的に使用し、又は他のものに漏洩してはならない。本業務の契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。
- (4) 本業務に関する内容については、本仕様書によるほか、受託者の提案内容に従い、契約後詳細な打合せにより、倉敷市及び受託者双方合意の上、決定するものとする。
- (5) 本仕様書に定めのない事項又は本仕様書について疑義の生じた事項については、倉敷市と受託者とが協議して定めるものとする。